融資及び税制優遇措置の概要(使用済自動車解体業に関係するもの)

1.融資措置

(1)中小企業金融公庫 (中小企業対象(注))

対象事業	・産業廃棄物処理施設、再生資源化製品製造設備		
	・廃棄物排出抑制のために必要な施設		
	・ <u>廃棄物を製品等として利用するために必要な施設</u>		
	・リデュース・リユース・リサイクルへの取組に必要となる静脈物流		
	施設整備		
貸付金利	特別利率 又は特別利率 (ただし、貸付4億円まで)		
貸付限度	直接貸付:7億2千万円、代理貸付:一般貸付のほか1億2千万円		
融資期間	設備資金:15年以内(うち据置2年以内)		

(注)融資対象は、卸売業の場合、資本金1億円以下又は従業員100人以下の規模

(参考)平成15年4月現在の金利(貸付期間9年以内の場合)

特別利率 : 1.10%、 特別利率 : 0.85%

(2)国民生活金融公庫 (中小企業対象)

対象事業、金利等: 中小企業金融公庫と同じ。

貸付限度 : 7千2百万円

(3)日本政策投資銀行(沖縄振興開発金融公庫もほぼ同様)

項目名:循環型社会形成推進(環境・エネルギー・防災・福祉対策/環境対策)

対 象 事 業	金利	融資比率
1) リデュース・リコース・リサイクル事業 リデュース事業 廃棄物の発生抑制に資するように、製品の製造、使用等に 係る資源効率を高めるための施設整備 リユース事業 使用済製品等を再利用するために、当該使用済製品等を回収し、適切な処置を施すために必要な施設整備 リサイクル事業 使用済製品等を回収し、原材料として利用する事業に必要 な施設整備 2) リユース・リサイクル品普及促進事業	政策金利	4 0 %

3) 適正な廃棄物処理を行うための施設整備

政策金利

50%

(注)対象事業はリサイクルに係るもののみ抜粋

(参考)平成15年4月現在の金利(貸付期間15年(うち据置3年)の場合)

政策金利 : 1.65%、 政策金利 : 1.55%

2.税制優遇措置

廃棄物再生処理用設備に係る固定資産税(地方税)の課税標準の特例

措置内容:設備の取得後3年間にわたり2/3の課税標準特例

対象設備:

自動車部品再利用製造設備(使用済の自動車の部品を自動車の部品として再利用し、 これを自動車の製造又は修理に用いるためのもの)

- 1)廃油及び廃液抜き装置(専用の昇降装置、台座、負圧発生装置、廃油及び廃液受け機器又は貯蔵設備を含む。)
- 2) 洗浄装置(専用の乾燥装置を含む)
- 3) 原動機検査装置(反転装置、圧力測定装置又は電動原動機を含む)
- 4) 変速機検査装置
- 5) 非破壊検査装置
- 6) これらと同時に設置する専用の車両保管設備、フォークリフト、部品保管設備、 搬送装置又は移載装置